平成２４年（フ）第３８７１号
大阪府八尾市安中町３丁目２番39―925号
債務者　野下運送店こと　野下　將勝
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９１０号
大阪市大正区千島２丁目４番４―604号
債務者　比嘉　広子
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１４４号
大阪市住之江区浜口東２丁目９番８号
債務者　冨澤　末美
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２２２号
大阪府枚方市新町１丁目１番２―114号
債務者　門野　成志
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２３０号
大阪市福島区大開３丁目８番３号　河内屋マンション305号
債務者　飛松　秀道
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４２４８号
大阪市淀川区東三国５丁目15番14―205号
債務者　國末　幸二
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３８７号
大阪市福島区大開４丁目１番10―208号
債務者　吉岡　惠子
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４４９号
大阪府八尾市八尾木北５丁目184番地
債務者　覺前　一生
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４５７号
大阪府寝屋川市太秦高塚町５番29号
債務者　靏﨑　時子
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９０号
長崎県長崎市西山本町５番22号
債務者　大島　光子
1　決定年月日時　平成24年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５０号
山形県米沢市大字南原横堀町2843番地の６
債務者　丸山　福彦
1　決定年月日時　平成24年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第７９号
山形県米沢市通町８丁目２番25号　米沢ホワイトガーデン102号室、前住所山形県米沢市成島町２丁目１番54号
債務者　相田さおり
1　決定年月日時　平成24年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第１０９号
茨城県土浦市上高津920番地１　宮本ビル202
債務者　松井　忠美
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１２３号
茨城県つくば市二の宮１丁目24番地36　サンライフ二の宮102号
債務者　古徳　真二
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１５２号
茨城県つくば市春日３丁目８番地６　ユーシスつくば401号
債務者　田邊久美子（旧姓秋田）
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１６０号
茨城県つくば市春日３丁目５番地41　ハイツ深志Ａ棟201号
債務者　伊藤　裕之
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第１６１号
茨城県土浦市湖北２丁目９番１―234号　エスバイエル土浦
債務者　小澤　光夫
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月15日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係